

〇〇〇評価機関守秘義務に関する規程

(目的外使用の禁止)

第1条 〇〇〇評価機関(以下「評価機関」という。)は、第三者評価機関として情報を収集する場合、第三者評価事業(以下「評価事業」という。)実施に必要な最小限の情報のみ収集し、収集した情報を評価事業以外の目的には決して使用しないものとする。

(漏洩の禁止)

第2条 評価機関は、評価事業を実施する上で知り得た、サービス利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)並びに評価機関が評価事業を実施する福祉サービス事業所(以下「評価受審事業所」という。)に関する情報を第三者に漏洩しない。

また、評価機関が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼または、業務の一部を委託した場合には、当該外部者が知り得た利用者等に関する情報並びに評価受審事業所に関する情報を、第三者に漏洩しないよう適切な指導を行うものとする。

なお、この守秘義務は評価機関と評価事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

(評価受審事業所への報告)

第3条 評価機関は、評価事業を行うなかで実施した利用者調査及び自己評価における評価受審事業所の各職員の評価結果については、記入者が特定されないよう加工した上で評価受審事業所に報告するものとする。

また、実際に使用し、回答の記入された個別の調査表については、評価事業所やその他の第三者に漏洩しないように、評価終了後に破棄する等の処置を行う。

(訪問調査利用者等の情報)

第4条 評価機関は、評価事業を実施するにあたり、原則として訪問調査の際、利用者等に関する情報が記載された書面は、訪問調査先で確認することとし、持ち帰らないものとする。

(訪問調査における評価受審事業所の情報)

第5条 評価機関は、評価受審事業所に関する情報が記載された書類については、第3条に定める回答の記入された利用者調査票及び評価受審事業所の職員の自己評価票を除き、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし、持ち帰らないものとする。

ただし、評価受審事業所の同意がある場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。